

太田川水系天満川・旧太田川・元安川・（京橋川・猿猴川） 及び古川浸水想定区域図等について

【水防法 関係条項抜粋】

第十四条第一項 国土交通大臣は、第十条第二項又は前条（13条）第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は前条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

第十四条第三項 国土交通省大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

【浸水想定区域図について】

1. 太田川水系天満川、旧太田川、元安川及び古川の浸水想定区域図は水位周知河川（*注1）指定に伴い作成しました。
また、広島県管理区間の猿猴川、京橋川の浸水想定区域図については、広島県において作成されたものです。今回、地域の方々に太田川下流域について広域的かつ総括的に把握して頂くため、京橋川、猿猴川についても合わせ、太田川下流域（太田川・天満川・旧太田川・元安川・京橋川・猿猴川）を網羅した浸水想定区域及び当該地区が浸水した場合に想定される水深その他を示した浸水想定区域図を作成しました。
2. この浸水想定区域図は、当該河川の河道の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね200年（古川については100年）に1回程度起こる大雨が降ったことにより当該河川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
3. なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支派川のはん濫、想定を越える降雨、高潮、波浪、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
4. 今回公表する太田川水系の浸水想定区域図は、以下の構成となっています。

太田川水系太田川及び市内派川	図面枚数	1枚
太田川水系古川	図面枚数	1枚

*注1：

水位周知河川とは、水防法13条第一項の規定により指定される河川で、洪水予報を行う時間的な余裕がない河川等を対象に、災害の発生を特に警戒すべき水位に達したときに関係機関への通知や一般への周知を行う河川のことです。

水位周知河川に指定されると、浸水想定区域を指定し浸水想定区域図を公表する義務が生じます。